

# 令和5年度「建設工事着工期労働災害防止運動」及び「死亡災害撲滅に向けた監督指導及び個別指導重点月間」実施結果に関連した参考資料

北海道労働局労働基準部安全課

## ●参考資料目次

- 1 令和5年度の建設業における安全衛生対策の推進（重点・抜粋）
- 2 第14次労働災害防止計画（北海道）
- 3 足場に係る労働安全衛生規則改正の概要
- 4 貨物自動車に係る労働安全衛生規則改正の概要
- 5 はしご・脚立の使用に関する注意点
- 6 乗用草刈機等の使用に係る安全対策
- 7 建設業における交通労働災害防止対策
- 8 一酸化炭素中毒の防止
- 9 熱中症対策
- 10 石綿障害予防対策

# 1 令和5年度の建設業における安全衛生対策の推進 (重点・抜粋)

- 1 足場等からの墜落・転落防止対策 (法改正あり)
- 2 はしご・脚立からの墜落・転落防止対策
- 3 墜落制止用器具の適切な使用
- 4 建設工事の現場等における荷役災害防止対策 (法改正あり)
- 5 転倒災害の防止
- 6 交通労働災害防止対策
- 7 建設工事現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保
- 8 車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策
- 9 高年齢労働者等の労働災害防止
- 10 外国人労働者に対する労働災害防止対策
- 11 一人親方等の安全衛生対策 (令和5年度委託事業により安全衛生教育に係る支援)
- 12 自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策
- 13 伐木等作業の安全対策
- 14 熱中症対策
- 15 じん肺予防対策 (ずい道工事、研磨、ばり取り、破碎)
- 16 騒音障害防止対策 (ガイドラインの改正予定)
- 17 メンタルヘルス対策
- 18 化学物質による健康障害防止対策  
(鉛・六価クロム・PCB等の塗膜、SDS、剥離剤作業、金属ヒューム)
- 19 石綿健康障害予防対策
- 20 危険有害な作業を行う場合の請け負わせる一人親方等への措置  
他、安全衛生教育・ガイドライン など

墜落転落災害防止にかかる  
リスクアセスメントの実施

# 2 第14次労働災害防止計画（北海道）

## 概要

1 計画期間  
2023年度から2027年度までの5か年

2 計画の目標  
2027(R9)年の死亡災害及び死傷災害を次のとおりとする

○死亡災害 2022(R4)年と比較して10%以上減少

○死傷災害 2022(R4)年と比較して減少に転じさせる

3 建設業に関するアウトプット指標及びアウトカム指標

### アウトプット指標

墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場を85%（総合建設業は90%）以上とする

### アウトカム指標

死亡者数を2022年と比較して20%以上減少させる  
(23人→18人)

その他、高年齢労働者対策、熱中症対策、外国人労働者対策等の業種横断的取り組みについてもそれぞれアウトプット指標及びアウトカム指標の設定があります。

## 14次防 建設業に係る取組み（労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと）

- 1 墜落・転落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等及び高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。併せて**墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。**
- 2 車両系建設機械等との接触防止、移動式クレーンの荷の落下及び転倒災害の防止、土砂崩壊災害防止に取り組む。
- 3 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- 4 労働者の熱中症や振動障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施や「振動障害総合対策要綱」によりの的確な指導を行い、特に振動工具の3軸合成値に基づく使用限度時間の徹底を図る。

# 3 足場に係る労働安全衛生規則改正の概要

## 1 一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第561条の2（新設）

R6.4.1  
施行

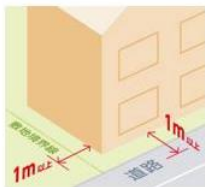
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

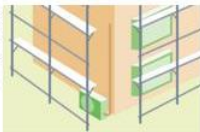
### ● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

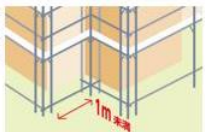


### ● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に善しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

#### <留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して表示しています。

## 2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第567条、第568条、第655条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

### ● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

### ● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参加者」に必要な資格を有する者
- 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

## 3 足場の組立て等後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第567条、第655条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

#### <留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。



# 4 貨物自動車に係る労働安全衛生規則改正の概要

## 1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大するもの。

なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、上記のうち、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）とするもの。



昇降設備の例

## 2 テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）を規定するもの。

※ 併せて、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）について、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育（テールゲートリフターに関する知識、テールゲートリフターによる作業に関する知識及び関係法令の科目に係る学科教育（計4時間）及びテールゲートリフターの操作の科目に係る実技教育（2時間））を新たに規定するもの。

## 3 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

テールゲートリフターの操作においては、原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在することから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については適用除外とすること等とするもの。

## 4 施行日等

公布日：令和5年3月28日

施行/適用期日：令和5年10月1日（2の特別教育の義務化については令和6年2月1日）

## 5 はしご・脚立の使用に関する注意点

### ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の使用自体を避けられないですか？
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、  
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】





## 移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか  
(固定できない場合、別の者が下で支えているか)
- 足元に、滑り止め(転位防止措置)をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば  
安全

立てかける位置は  
水平で、傾斜角75°、  
突き出し60センチ  
以上となっている  
ことを確認

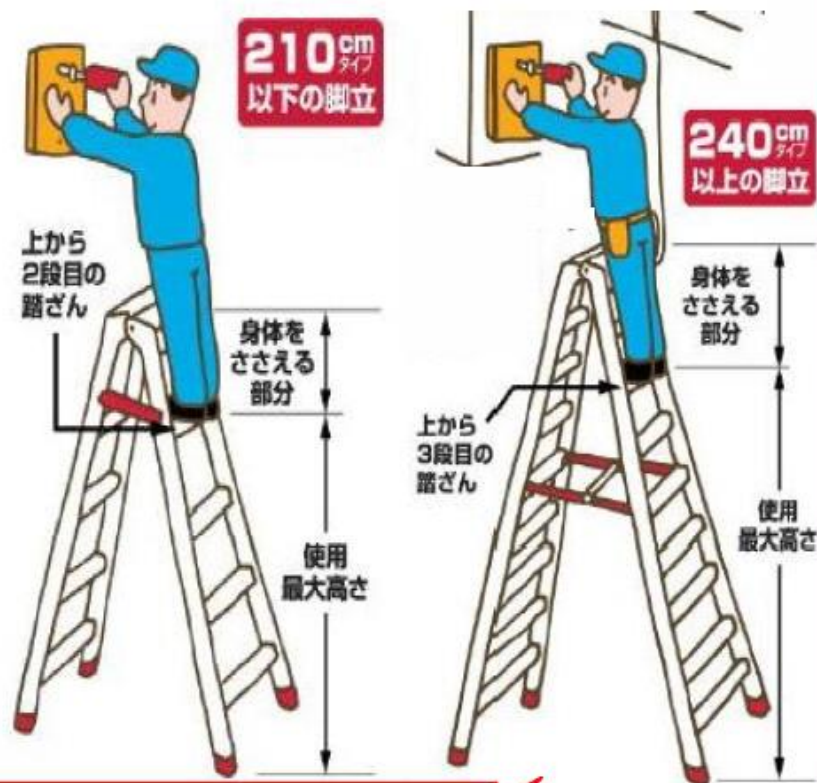


指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ!」

出典:「シリーズ・ここが危ない  
高所作業」中央労働災  
害防止協会編

## 脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上での作業時は、  
ヘルメットだけでなく  
安全帯も着用しましょう!

©軽金属製品協会  
(無断転用禁止)



# 6 乗用草刈機等の使用に係る安全対策

## 乗用草刈機等の使用に係る安全対策

北海道内において、過去10年間(平成24年～令和3年)に乗用草刈機等を運転作業中に8人(農業3人、土木工事業2人、ゴルフ場業1人、その他2人)の死亡労働災害が発生しました。乗用草刈機等による労働災害を防止するため、次の事項を参考に取組をお願いします。

### 1 作業開始前点検等

整備不良の乗用草刈機等(以下「草刈機」という。)は、エンジンの不調や安全装置等の動作不良等が原因で思わぬ災害を誘因する恐れがありますので、作業開始前点検として、エンジン、ブレーキ、操作レバー、安全停止装置等の作動状態及び防護カバー、油脂類、冷却水等の点検を確実に行いましょう。

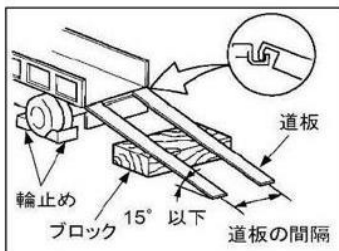
作業後には、刃部、エンジン、走行装置等各部の清掃点検整備及び動作確認を確実にし、次回の使用までに不良箇所を排除しましょう。



### 2 草刈機の搬入・搬出時の安全対策

草刈機を作業場所へトラック等に積載して移送する場合には、

- ・ 平坦で堅固な場所を確保し、搬入出場所周辺の立入禁止措置及び誘導者の配置を行いましょう。
- ・ トラックを確実に固定するため、輪留めを用いるなど適正な道板を使用し、角度等を確保しましょう。



### 3 作業場所に合わせた作業計画の作成

草刈機は平坦な場所以外でも使用されますので、事前に草刈機を使用する場所を踏査し、作業場所の凹凸や障害物の有無、傾斜地で使用する場合はその角度・法面長さ、方向転換場所を確認しましょう。

踏査により知り得た事項についてリスクアセスメントを行い、作業場所に適した作業計画を策定しましょう。この際、草むらの中に潜んでいる蜂・蛇等にも注意し、夏季については熱中症予防についても併せて対策を講じましょう。

また、作業場所は関係者以外立入禁止とする措置を取りましょう。



### 4 作業計画に基づいた手順の教育

安全な作業を行うにあたっては、関係労働者に対して危険有害性及び作業手順を教育することが必要です。

ア 安全装置の有効保持

安全カバー、リミットスイッチ等の安全装置がなぜ必要か、故障したまま使用した場合の危険有害性について教育しましょう。

イ 作業手順の周知

作業手順は、作業場所を踏査して収集した危険有害場所等を反映して取りまとめたものです。作業場所に即して作成された作業計画に基づいた作業手順を関係労働者に周知しましょう。

ウ 危険予知(KY)活動の実施

当日の作業内容に沿った作業手順及び注意事項を確認するとともに、作業開始前に危険予知(KY)活動を実施するなど、作業者全員で危険作業を排除し、安全な作業を行いましょう。

#### ア 平坦地での安全対策

- 草刈機を運転する場合には、スピードの出し過ぎや、急発進・急停止・急旋回は危険なため、絶対に行わないで下さい。雑草が密生している場所や、硬い茎の雑草、つる性植物などは除草作業の負荷が大きくなるため、低速走行で慎重に行いましょう。
- 進行方向は前進走行を基本として除草作業を行いましょう。
- やむを得ず後進作業を行う場合、運転者が上半身を後方にひねった姿勢となり、視界や注意力が低下するなど、事故が多いことから短時間の低速走行に限って行いましょう。
- 制動距離は、走行速度や路面の状態で異なるほか、メーカごとに操作レバーの戻り具合と、エンジンブレーキや油圧モータの動作が異なるため注意が必要です。

#### イ 傾斜地での安全対策



- 草刈機を傾斜地で使用する場合には、取扱説明書等で使用できる傾斜角を確認し、その角度以下で使用しましょう。
- 傾斜地での作業手順は、堤防の法尻側から等高線沿いに直進し、順次法尻側へ上る走行順序により運転操作して下さい。
- 法面内への進入は、斜めに低速走行で運転し、傾斜角度に十分注意して下さい。重心位置により、後進走行が安全な機種もあるため、取扱説明書の運転操作を確認してから作業を行いましょう。

#### ウ 方向転換時の安全対策

傾斜地での方向転換や旋回は転倒しやすく危険なため、平坦地など傾斜の緩い安全な場所まで移動してから低速走行で行いましょう。



#### エ 運転停止等の復旧作業時の安全対策

運転中に刈刃の周辺に針金、ヒモ、つる性植物等が巻き付いた場合は、直ちにハンマーナイフクラッチを切るとともにエンジンを止め、刈刃が完全に停止してから巻き付いたものを除去しましょう。刈刃の回転させたままの作業は大変危険ですので、手、足などは絶対に近づけないで下さい。草木等を細かく砕く目的(用途外)での使用も絶対にしないで下さい。

※ 本リーフレットを作成にあたり、国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所の「ハンドガイド式草刈機の安全対策マニュアル(案)」を参考にさせていただきました。

詳細は、右のQRコードから見るすることができます。



# 7 建設業における交通労働災害防止対策

## ① 交通労働災害防止ガイドライン（平成20年4月3日改正）

1. 後部座席を含むすべての座席でのシートベルト着用の徹底
2. 運転者の疲労に配慮した走行計画の策定、走行時間の管理
3. 毎朝の点呼等による健康状態の確認や運転前のアルコールチェックの励行
4. 高齢労働者に対する運転適性の確認
5. 交通事故、スリップの危険場所等の情報に基づいた交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）の作成と活用
6. 危険予知活動等による日常的な安全活動の実施
7. 冬道の安全運転ポイントを重点とした交通安全教育の実施

## ② 交通誘導時の安全対策

誘導の方法、退避、安全設備及び掲示板、照明

# 8 一酸化炭素中毒の防止

練炭使用場所への掲示用

## 危険!!

### 一酸化炭素中毒 危険場所

練炭使用場所につき、関係者以外の  
立入を禁止する

関係者が立ち入るときは、次のことを厳守すること

- 1 十分な換気を作業終了まで実施すること
- 2 一酸化炭素ガス濃度を測定すること
- 3 ガス検知器警報装置を携行すること
- 4 立ち入る前に作業手順を打合せすること
- 5 呼吸用保護具を用意しておくこと
- 6 ガス警報装置が作動するなど危険のおそれがある場合は、ただちに退避すること

内燃機関等使用予定場所への掲示用

### 換気が不十分な場所で内燃機関等の使用は禁止!

換気が不十分な場所で、内燃機関等（エンジン式工具、発電機など）を使用すると、排気ガスに含まれる一酸化炭素により、頭痛・吐き気・めまい等の中毒症状を起こし、死亡する危険があります。



作業のため、やむを得ず使用する場合は、一酸化炭素中毒予防対策ができていないか確認すること!

### 屋内等で内燃機関等を使用する前に確認

- 使用場所を十分に換気できる換気装置はあるか
- 一酸化炭素濃度を測定する機器はあるか
- 一酸化炭素ガス検知警報装置はあるか
- 呼吸用保護具は人数分あるか
- 作業手順を打合せしているか
- 一酸化炭素中毒予防の教育は実施しているか
- 緊急時に備え、避難や連絡体制等の訓練はしたか

- トラック、フォークリフト、車両系建設機械等の排気ガスは、屋内等に流れ込まないように停車位置を考慮すること
- ガスを燃料とする機械等（LPガス式フォークリフトなど）も、燃焼ガスにより中毒となるので換気を実施すること。



# 9 熱中症対策

## STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、  
約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター  
チュウイカンゴ



キャンペーン  
実施要項



### 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

### キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP 1

#### 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP 2

#### 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/>	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/>	服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/>	暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/>	ブレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/>	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者お互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/>	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

### 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

# 10 石綿障害予防

すべての石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の受注者の皆さまへ

## 事前調査結果の報告が施工業者（元請事業者）の義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

### 事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
  - 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
- ※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことができます。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

### 事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム  
<https://www.tshiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開予定です。公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます。

※システムの利用にはgBizID（gビジネスプライムまたはgビジネスエントリー）が必要です。gBizIDの発行手続きは↓  
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

石綿事前調査結果報告システム 検索



### 事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

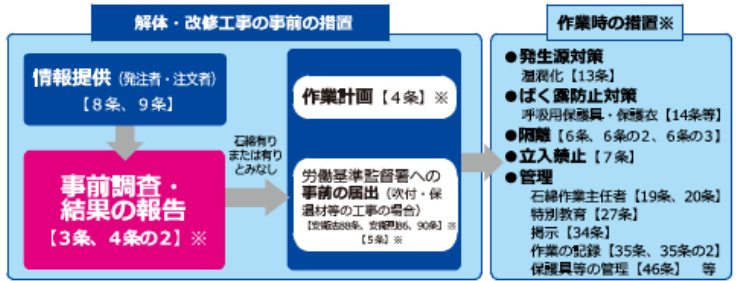
以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体 改修(※1)	解体部分の床面積の合計が80㎡以上 請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に既存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研削・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
  - ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
  - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
  - ・飛却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
  - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
  - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
  - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁、天井板

### 事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。 ※は罰則規定のあるもの

### 詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト 検索



## 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

### 工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります(令和3年4月～)
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります(令和5年10月～)

### 工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります(令和3年4月～)
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム(スマホも可)で届け出ることが義務になります(令和4年4月～)

### 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります(令和3年4月～)

### 石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和3年4月～)
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和2年10月～)
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります(令和2年10月～)

### 写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります(令和3年4月～)